

○高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

昭和55年6月1日

条例第10号

(平16条13・改称)

改正 昭和56年12月18日条例第21号
昭和57年12月20日条例第21号
昭和60年3月30日条例第5号
平成3年12月12日条例第14号
平成6年3月31日条例第9号
平成6年9月22日条例第18号
平成10年12月16日条例第17号
平成11年9月29日条例第11号
平成12年12月15日条例第25号
平成16年9月30日条例第13号
平成17年3月31日条例第4号
平成18年3月28日条例第10号
平成18年6月27日条例第13号
平成18年9月27日条例第19号
平成20年3月27日条例第4号
平成21年3月26日条例第6号
平成26年6月20日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(平16条13・一改)

(用語の定義)

第1条の2 この条例において「児童」とは、18歳未満の者及び18歳に達した日から、その日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、規則で定める程度の障害の状態にある場合は除く。）に養育されているときは除く。

- (1) 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

(4) 父又は母の生死が明らかでない児童

(5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）者であつて、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3第1項に規定する里親以外の者をいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 父又は母が監護しない前項に掲げる児童

（平16条13・追加、平17条4・平21条6・一改）

（対象者）

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、高石市の区域内に住所を有する者のうち、次の各号に掲げる者とする。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 高石市老人の医療費の助成に関する条例（昭和46年高石市条例第24号）による老人医療費の助成を受けることができる者

(4) 高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年高石市条例第21号）による身体障害者又は知的障害者医療費の助成を受けることができる者

(5) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者及び同法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等に入所又は入院している者（通所している者を除く。）

（昭56条21・昭57条21・昭60条5・平3条14・平10条17・平11条11・一改、平16条13・全改、平18条10・平18条19・平20条4・平26条13・一改）

（所得の制限）

第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としな

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年（1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年。以下この項において同じ。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）

第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。
- 3 第1項において、計算される所得の範囲、所得の額の計算方法については規則で定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第1項において計算される所得の額の計算方法について規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、第1項に規定された額未満となる者は除く。

(平16条13・追加)

(医療費の助成)

- 第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合（食事の提供たる療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。）が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもつて給付が行われたとき。

(昭60条5・平6条9・平6条18・平11条11・平12条25・一改、平16条13・全改、平18条19・平26条13・一改)

(助成の適用)

- 第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の申請があつた日の属する月の初日から適用する。ただし、災害その他やむを得ない理由により申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、その理由により申請をすることができなかつた日の属する月の初日から適用する。

(平11条11・追加)

(申請)

第5条 この条例の適用を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(平11条11・旧4条一改・繰下)

(医療費の交付)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その資格を審査し、市長が別に定める医療証を交付する。

(平11条11・追加)

(医療証の提示)

第7条 前条の規定により医療証の交付を受けた者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）において療養を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

(平11条11・追加)

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、助成額を市長が契約医療機関等に支払うことによつて行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(平11条11・追加)

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(昭60条5・一改、平11条11・旧7条一改・繰下)

(届出の義務)

第10条 医療証の交付を受けた者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに届け出なければならない。

(昭60条5・平11条11・一改)

(譲渡等の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(平11条11・追加)

(不正利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた医療費の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平11条11・追加)

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平11条11・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年8月1日から施行する。ただし、第4条第1項の規定は、昭和55年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和55年7月1日から同月31日までの間に、第4条第1項に規定する申請をした者に係る母子家庭医療費の助成は、第5条の規定にかかわらず、同年8月1日から適用するものとする。

附 則 (昭和56年12月18日条例第21号)

この条例は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (昭和57年12月20日条例第21号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日において、既にこの条例による改正前の高石市老人の医療費の助成に関する条例及び高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例の規定による医療証の交付を受けている者については、第1条による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例第2条第3号及び第3条による改正後の高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例第2条第3項第4号の規定にかかわらず、老人の医療費の助成に係る者については昭和60年6月30日までの間、母子家庭の医療費の助成に係る者については昭和60年10月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成3年12月12日条例第14号)

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日条例第9号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月22日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成6年9月30日以前の入院医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年12月16日条例第17号) 抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年9月29日条例第11号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年12月15日条例第25号）抄

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日条例第13号）

改正 平成18年6月27日条例第13号

（施行期日）

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高石市老人の医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療条例」という。）の規定による対象者である者については、施行日から平成17年7月31日又は当該対象者が70歳に達する日の属する月の末日のいずれか早い日までの間に限り、第1条の規定による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例の対象者とみなす。

4 旧老人医療条例第2条第1項第1号の規定は、同号に規定する対象者が昭和9年11月2日から昭和14年10月31日までの間に生まれた者である場合については、その者が70歳に達する日の属する月の末日までの間において、なおその効力を有する。

5 前項の規定を適用する場合においては、旧老人医療条例第2条第1項第1号中「減免されている場合」とあるのは「減免されている場合（65歳以上の者にあつては、前年（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては、前々年）の合計所得金額（税法第292条第1項第13号に定める合計所得金額をいう。以下同じ。）が125万円以下の者を含む。）」と、「課されている場合」とあるのは「課されている場合（65歳以上の者にあつては、前年（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては、前々年）の合計所得金額が125万円以下の者を除く。）」と、「課されることとなる場合」とあるのは「課されることとなる場合（65歳以上の者にあつては、前年（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては、前々年）の合計所得金額が125万円以下の者を除く。）」とする。

（平18条13・追加）

附 則（平成17年3月31日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月27日条例第13号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第19号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 この条例による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月26日条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月20日条例第13号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中高石市老人の医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定、第2条中高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定及び第3条中高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

○高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和55年6月1日

規則第9号

(平16規25・改称)

改正 昭和56年5月30日規則第13号
昭和56年10月17日規則第27号
昭和59年9月28日規則第15号
昭和60年3月30日規則第8号
平成元年7月24日規則第18号
平成2年6月23日規則第23号
平成3年12月24日規則第18号
平成6年9月30日規則第19号
平成9年8月29日規則第13号
平成9年10月1日規則第15号
平成11年3月25日規則第14号
平成11年12月29日規則第31号
平成13年3月15日規則第4号
平成14年3月29日規則第12号
平成15年1月22日規則第2号
平成15年4月10日規則第18号
平成16年1月22日規則第1号
平成16年10月29日規則第25号
平成18年5月1日規則第13号
平成18年9月29日規則第20号
平成22年7月26日規則第21号
平成24年5月21日規則第28号
平成26年9月29日規則第17号
平成26年11月27日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年高石市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平16規25・一改)

(条例第1条の2第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第1条の2 条例第1条の2第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）別表第2に定める障害をいう。

(平16規25・追加)

(条例第1条の2第2項第5号の規則で定める児童)

第1条の3 条例第1条の2第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつたものを含む。）又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (3) 婚姻によらないで懐胎した児童
- (4) 前号に該当するかどうか明らかでない児童
(平16規25・追加)

(条例第2条の2第1項の規則で定める所得の額)

第2条 条例第2条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、令第2条の4第2項の表において、上欄の区分に応じて同表中欄に定められた額を準用する。ただし、次の各号に掲げる児童の養育者（条例第1条の2第3項に規定する養育者をいう。）にあつては、令第2条の4第4項に規定する額を準用する。

- (1) 条例第1条の2第2項第2号又は第4号に該当する[児童]であつて、[父]又は[母]がないもの
- (2) 前条第2号に該当する[児童]であつて、[父]又は[母]がないもの
- (3) [父母]が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 前条第3号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であつて、[母]が死亡したもの又は[母]の生死が明らかでないもの
- (5) 前条第4号に該当する児童

2 条例第2条の2第1項第2号に規定する規則で定める額は、令第2条の4第5項に規定する額を準用する。

3 条例第2条の2第2項に規定する損害を受けた者がある場合における[所得]に関しては、その者の自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年（1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年）における当該被災者の所得に関しては、前各項の規定を適用しない。

(昭59規15・昭60規8・平9規15・平11規14・平11規31・一改、平16規25・全改、平22規21・一改)

(所得の範囲)

第2条の2 条例第2条の2第3項に規定する規則で定める[所得]の範囲は、前年（1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年）の[所得]のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる[道府県民税]（都が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）

についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金に係るものを除く。）及び条例第2条第1項第1号に規定する父又は母がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下次条において同じ。）に係る所得とする。

（昭60規8・追加、平11規31・一改、平16規25・全改、平26規17・平26規21・一改）

（所得の額の計算方法）

第2条の3 条例第2条の2第3項に規定する規則で定める所得の額の計算方法については、令第4条を準用する。この場合において、同条中「法第9条第1項及び第9条の2から第11条まで」とあるのは「条例第2条の2第1項」と、「その年の4月1日の属する年度」とあるのは「その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度」とそれぞれ読み替える。

（昭60規8・追加、平元規18・平2規23・平11規14・平11規31・平14規12・平15規18・平16規1・一改、平16規25・全改、平22規21・平24規28・一改）

（所得の額の計算方法の特例）

第2条の4 条例第2条の2第4項に規定する規則で定める所得の額の計算方法の特例は、高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和46年高石市規則第20号）第2条の5第3項及び第4項の規定を準用する。

（平16規25・追加）

（社会保険各法）

第2条の5 条例第3条第1項に規定する規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（平16規25・追加）

（医療証の交付申請）

第3条 条例第5条に規定する規則で定める申請は、ひとり親家庭医療証交付（更新）申請書（兼受給者台帳）（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証

(2) 児童扶養手当を受けている者にあつては、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童扶養手当を受けていることを明らかにする証書

(3) 前号以外の者にあつては、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第1条各号に定める書類又はこれに準ずる書類

(4) その他市長が必要と認めた書類

（昭60規8・平3規18・平11規14・平11規31・平16規25・平22規21・一改）

（医療証の様式）

第4条 条例第6条に規定する規則で定める医療証は、ひとり親家庭医療証（様式第2号。以下「医療証」という。）とする。

（昭60規8・平11規31・一改、平16規25・全改）

（一部自己負担額）

第4条の2 条例第3条に規定する一部自己負担額は、病院、診療所及び施術所（以下「医療機関等」という。）ごとに1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第3条の規定により当該者が負担することとなる額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該者が同一の月に同一の医療機関等において行う一部自己負担額の支払いは、2日までとする。

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関等とみなす。

4 対象者が同一の月に同一の医療機関等において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関等について受けたものとみなす。

5 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。

6 前項の助成を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費助成一部自己負担額償還申請書（様式第2号の2）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（平16規25・追加、平18規13・一改）

（医療証の有効期限等）

第5条 医療証の有効期限は、毎年10月31日又は条例第1条の2第1項に規定する年齢要件を欠くこととなる日の前日（次項において「年齢要件を欠くこととなる日の前日」という。）とする。

2 医療証の交付を受けている者は、医療証の有効期間が満了したときは、当該医療証を直ちに市長に返還しなければならない。

（平6規19・平11規31・平16規25・一改）

（医療証の更新申請）

第6条 医療証の交付を受けている者が医療証の更新をしようとするときは、毎年9月15日から10月14日までの間に、ひとり親家庭医療証交付（更新）申請書（兼受給者台帳）

に第3条各号に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合において、別に定める手続きによるときは、この限りでない。

(昭60規8・平6規19・平11規14・平11規31・一改、平16規25・全改)

(医療証の再交付申請)

第7条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、医療証を破り、汚し、又は紛失したときは、ひとり親家庭医療証再交付申請書(様式第3号)を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その医療証を添付しなければならない。

3 受給者は、医療証の再交付を受けた後において紛失した医療証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(昭60規8・平16規25・一改)

(医療証の更新による交付及び再交付)

第7条の2 前2条の規定による申請があつた場合において、医療証の更新による交付及び再交付をするときは、条例第6条の規定を準用する。

(昭60規8・追加、平3規18・平11規31・平16規25・一改)

(助成の方法の特例)

第8条 条例第8条ただし書に規定する「特別の理由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法の規定により受給者に係る保険外併用療養費、療養費又は特別療養費が支給されたとき。

(2) 社会保険各法の規定により受給者に係る保険外併用療養費、療養費又は家族療養費が支給されたとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第8条ただし書の規定により医療費の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ひとり親家庭医療費支給申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請書には、受給者の疾病又は負傷について条例第3条第1項に規定する保険給付が行われることを証明した書類、療養に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として、保険外併用療養費、療養費又は特別療養費を支給する場合については、この限りでない。

(昭60規8・平6規19・一改、平11規31・旧11条一改・繰上、平13規4・平16規25・平18規20・一改)

(支給決定通知等)

第9条 市長は、前条第2項の申請があつたときは、ひとり親家庭医療費支給の適否を審査し、支給を決定した申請者に対しては、ひとり親家庭医療費支給決定通知書(様式第

5号)により、不支給と決定した申請者に対しては、ひとり親家庭医療費支給申請却下通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(平11規31・旧12条一改・繰上、平16規25・一改)

(届出事項)

第10条 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 受給者の疾病又は負傷について条例第3条第1項に規定する保険給付を行う保険者、共済組合若しくは私立学校教職員共済制度に変更を生じたとき、当該保険者、共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の名称若しくはその事務所の所在地に変更を生じたとき、又は当該保険給付の内容に変更を生じたとき。
- (2) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となつている被保険者、組合員若しくは加入者に変更を生じたとき、又は受給者が被扶養者となつている被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号番号に変更を生じたとき。
- (3) 国民健康保険法に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更を生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更を生じたとき。
- (4) 社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者となるに至つたとき。
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者となるに至つたとき。
- (6) 条例第2条に規定する対象者の資格要件が消滅するに至つたとき。

2 受給者は、住所又は氏名の変更若しくは前項各号に掲げる事由が生じたときは、速やかにその内容、その事由が生じた年月日及び医療証の受給者番号を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(平11規31・追加、平16規25・一改)

(死亡の届出)

第11条 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 死亡した年月日
- (3) 医療証の受給者番号

(平11規31・追加、平16規25・一改)

(医療証の添付)

第12条 住所又は氏名の変更若しくは第10条第2項及び前条の規定による届書(第10条第1項第1号から第3号までの事項による届出を除く。)には、医療証を添付しなければならない。ただし、医療証を添付することができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもつて医療証にかえることができる。

(平11規31・追加、平16規25・一改)

(損害賠償を受け得る場合の届出)

第13条 受給者は、自己の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けることができる場合は、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

（昭60規8・全改）

（添付書類の省略等）

第14条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれにかわるべき他の書類を添えて提出させることができる。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

（平11規31・追加）

附 則 抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和55年8月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、昭和55年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第5条第1項中「毎年10月31日」とあるのは、有効期間の初日が昭和55年8月1日から昭和55年9月30日までの医療証にあつては、「昭和55年9月30日」と、昭和55年10月1日から昭和55年10月31日までの医療証にあつては、「昭和56年10月31日」と読み替えるものとする。

3 収容が昭和55年11月1日以後になお継続する者に係る医療券の有効期限は、第5条第2項括弧書の規定にかかわらず、収容の終了する日とする。

附 則（昭和56年5月30日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年10月17日規則第27号）

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月28日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和59年11月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の高石市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第5号の規定、第2条の規定による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第4号の規定、第3条の規定による改正後の高石市乳児の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第4号の規定並びに第4条の規定によ

る改正後の高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第3号の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年3月30日規則第8号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年7月24日規則第18号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成2年6月23日規則第23号）

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成3年12月24日規則第18号）

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第19号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則等の規定は、施行日以後に係る医療費から適用し、施行日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成9年8月29日規則第13号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成9年10月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成11年3月25日規則第14号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第1条中高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第5号の改正規定、第4条第1項第1号の改正規定、第8条第1項の改正規定（「被保険者又は組合員」を「被保険者、組合員又は加入者」に改める部分に限る。）並びに第15条第3号、第4号及び第6号の改正規定、第2条中高石市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第3号の改正規定並びに第11条第3号、第4号及び第6号の改正規定、第3条中高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第4号の改正規定、第3条第1号の改正規定並びに第8条第3号、第4号及び第6号の改正規定、第4条中高石市一部負担金相当額の助成に関する規則第2条第1項の改正規定（「被保険者又は組合員」を「被保険者、組合員又は加入者」に改める部分に限る。）、第5条中高石市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条第5号の改正規定並びに第13条第3号の改正規定並びに第6条中高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第5号の改正規定並びに第3条第2項の改正規定（「又は組合員証」を「、組合員証又は加入者証」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市一部負担金相当額の助成に関する規則、高石市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成11年12月29日規則第31号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成13年3月15日規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第12号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年1月22日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月10日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年1月22日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月29日規則第25号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市一部負担金相当額等の一部の助成に関する規則及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則及び高石市一部負担金相当額の助成に関する規則の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市ひとり親家庭の医療

費の助成に関する条例施行規則及び高石市一部負担金相当額等の一部の助成に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成18年 5 月 1 日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市一部負担金相当額等の一部の助成に関する規則及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年 9 月29日規則第20号）

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 7 月26日規則第21号）

この規則は、平成22年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 5 月21日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

2 平成24年 7 月 1 日から同月31日までの間、第 2 条の 3 の規定において準用する児童扶養手当法施行令の規定中の特定扶養親族は年齢16歳以上23歳未満の者とする。

附 則（平成26年 9 月29日規則第17号）

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年11月27日規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年 6 月までに新たに医療費の助成の適用を受けようとする者に対する改正後の高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第 2 条の 2 の規定の適用については、同条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第 1 項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の 9 第 1 項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第 2 条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」とする。

3 平成27年7月から平成28年6月までに医療費の助成を受けようとする者に対する改正後の高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第2条の2の規定の適用については、同条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とする。

ひとり親家庭支援給付(更新)申請書(給付対象者台帳)

住所	高石市 丁目 番 号		高石市 丁目 番 号 (変更)					高石市 丁目 番 号 (変更)		E-No.	支給資格発生年月日	支給資格消滅年月日	支給資格理由	A 母子家庭該当 B 本人 C 生保廃止 D 保険変更 E 他市書換 F その他 ()
	フリガナ	〒	支 給 者 番 号	姓 別	続 柄	印 度 法 定 親 権 者 等	親 人 番 号	続 柄 番 号	受 給 資 格 発 生 年 月 日					
父 母 又 は 養 育 者		生年月日		性 別	続 柄	印 度 法 定 親 権 者 等	1		(理由)	(理由)				
				男 女	本 人	印 度 法 定 親 権 者 等	2		(理由)	(理由)				
				男 女		印 度 法 定 親 権 者 等	3		(理由)	(理由)				
				男 女		印 度 法 定 親 権 者 等	4		(理由)	(理由)				
				男 女		印 度 法 定 親 権 者 等	5		(理由)	(理由)				
区 家 長	署名欄	住所	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印
	署名欄	住所	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印
児童扶養手当受給者	記号番号	氏名	住所	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印
児童扶養手当受給者	記号番号	氏名	住所	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印	区 長 印
上記のとおりひとり親家庭支援給付(更新)を申請します。 なお、以降市町村民権の繰越状況、児童扶養手当受給状況及び他の年金受給状況を確認することをお願いします。 高石市長 年 月 日 申請者 氏 名 高石市 丁目 番 号 氏 名 TEL 〇 〇 〇 〇 〇 〇													印	

(調)

受	氏名	
	生年月日	
	受給番号	
給	氏名	
	生年月日	
	受給番号	
者	氏名	
	生年月日	
	受給番号	

注 意 事 項

- 1 この証は、保険費の賦課を受けることができる証ですから大切に保管してください。
- 2 保険区編成調整等において資格を受ける場合は、被保険者証(又は前合調証)と併せてこの証を必ず窓口に掲出してください。
- 3 受給者の資格がなくなったとき、又は有効期限が経過したときは、この証を使用することはできませんから速やかに破却してください。
なお、資格がなくなつてからもこの保険証で給付を受けた場合、その保険費を自己返還していただきますのでご注意ください。
- 4 此証、居住届に変更があつたとき、又は加入している保険種類又はその内容に変更があつたときは、14日以内にこの証を破却して再発給の旨を届け付けてください。
- 5 この証を破つたり、汚したり、又は失つたりしたときは再交付を受けてください。

様式第2号の2(第4条の2関係)

ひとり親家庭医療費助成一部自己負担額償還申請書

高石市長 殿

下記のとおり、 年 月に医療機関に支払った一部自己負担額の償還を申請します。なお、支給の際は、下記口座へ振り込んでください。

申請者	住 所			
	氏 名	電話() ー		
受給者	住 所			
	氏 名	生年月日	年	月 日
	受給者番号	公費負担者番号		
支払った一部自己負担額の合計				
				円
償還を受ける額				
				円
振 込 先	金融機関名		種 別	口座番号
				ふりがな
				口座名義
(市使用欄)				

様式第3号(第7条関係)

ひとり親家庭医療証再交付申請書

年 月 日

高石市長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話

下記のとおり医療証の再交付を申請します。

申 請 理 由		1 破れたため 2 汚れたため 3 紛失したため 4 その他()										
受 給 者	住 所	高 石 市										
	父母又は 養育者	フリガナ 氏 名	生年月日	.	.	(女)	受給者 番 号					
	児 童	フリガナ 氏 名	生年月日	.	.	(男 女)	受給者 番 号					
		フリガナ 氏 名	生年月日	.	.	(男 女)	受給者 番 号					
		フリガナ 氏 名	生年月日	.	.	(男 女)	受給者 番 号					
フリガナ 氏 名		生年月日	.	.	(男 女)	受給者 番 号						
加 入 医 療 保 険	被保険 者 等	住 所										
		氏 名										
	保 険 種 別	政・組・船・共・国										
	記 号 番 号						資 格 取 得 日				年 月 日	
発 行 機 関	所 在 地											
	名 称											

- ご注意 1 医療証を破り、又は汚したときは、その医療証を添付してください。
2 紛失した医療証を発見したときは、直ちにお返しく下さい。

様式第4号(第11条関係)

ひとり親家庭医療費支給申請書

高石市長 殿 申請者
 年 月 日 住所 高石市 丁目 番 号
 氏名 _____ 印
 受給者との続柄 _____ TEL _____

下記のとおり医療費の支給を申請します。
 (なお、下記のとおり口座振替によって支払って下さい。)

受給者	住 所	高石市		丁 目		番 号	
	氏 名			受給者番号			
医 療 保 険	保険者名			保険者番号			
	記号番号			被保険者名			
口 座 振 替	振込先銀行	番 号	口座番号	口座名義		
		支店			(カタカナで記入)		
申 請 理 由	1医療証発行前の受診 2道府県での受診 3標準負担額 4補装具 5その他()					医療費支給申請額 円	

《領収書》

診 療 期 間	年 月 日 から	診 療 区 分	外 来 ・ 入 院 医科・歯科・調剤・その他	診 療 (入 院) 実 日 数	日	
保険診療点数	点	医療費総額	円	医療費一部負担金	円	
食事療養日数	日	食事療養総額	円	標準負担額	円	
薬 剤 支 給	内服薬	30円× 日分=	円	外用薬	50円× 回=	円
		60円× 日分=	円		100円× 回=	円
		100円× 日分=	円		150円× 回=	円
	頓服薬	10円× 回=	円	薬剤費一部負担金		円
年 月 日 上記のとおり領収しました。			一部負担金合計 (標準負担額含む)		円	
医療機関等 住 所 名 称 氏 名					印	

※ 上の領収書は、医療機関等において記入してもらって下さい。

備 考		支 給 決 定 額	円
-----	--	-----------	---

様式第5号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

高石市長

印

ひとり親家庭医療費支給決定通知書

年 月 日付で申請のあったひとり親家庭医療費について、下記のとおり支給額が決定しましたので通知します。

- 1 支給決定額 円
- 2 支払年月日
- 3 支払場所

様式第6号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

高石市長

印

ひとり親家庭医療費支給申請却下通知書

年 月 日付で申請のあつた母子家庭医療費支給申請については、次の理由により却下しましたので通知します。

(理由)

様式第1号（第3条、第6条関係）

（昭56規13・一改、昭60規8・全改、平元規18・平2規23・平11規14・平11規31・平15規2・平16規25・一改）

様式第2号（第4条関係）

（昭56規27・全改、平11規14・平16規25・一改、平18規13・全改）

様式第2号の2（第4条の2関係）

（平18規13・追加）

様式第3号（第7条関係）

（昭60規8・全改、平11規14・一改、平16規25・旧4号一改・繰上）

様式第4号（第11条関係）

（昭60規8・平9規13・全改、平11規14・一改、平16規25・旧5号一改・繰上）

様式第5号（第12条関係）

（平11規14・一改、平16規25・旧6号一改・繰上）

様式第6号（第12条関係）

（平11規14・一改、平16規25・旧7号一改・繰上）